

ソフトウェア エンドユーザー使用許諾契約

重要:お客様へのお願い。以下のライセンス製品を賃借、購入又は使用される前に必ずお読みください。
Materialise Magics – Materialise Magics Essentials – Materialise 3-matic – Materialise Build Processor (System) – Materialise MiniMagics – Materialise Magics Reporting – Materialise Streamics – Materialise Robot – Materialise Inspector – Materialise e-Stage

1. 本契約の範囲及び定義

本ソフトウェア エンドユーザー使用許諾契約は、Materialise のソフトウェアに関して、お客様と Materialise との間の全ての関係性を規定するものです。以下の各用語は、以下の意味を持つものとします。

- 1.1 「**本契約**」とは、本ソフトウェア エンドユーザー使用許諾契約を意味します。
- 1.2 「**ドキュメンテーション**」とは、本ソフトウェアの正しい使用に関して Materialise が作成し、お客様に提供する技術文書を意味し、レファレンス・マニュアル、チュートリアル・マニュアルなどがあります。
- 1.3 「**ライセンス**」とは、本契約に基づき Materialise からお客様に付与する使用許諾を意味します。
- 1.4 「**Materialise**」とは、Materialise NV 及びその関連会社を意味します。
- 1.5 「**お客様**」とは、個人又は法人で Materialise 又は Materialise の販売代理店が発行した請求書に明記されたライセンスの保持者を意味します。
- 1.6 「**ライセンス製品**」とは、本ソフトウェア、ドキュメンテーション及び本ソフトウェアを含むメディアを意味します。
- 1.7 「**パスワード**」とは、Materialise からお客様へと発行する、お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用するために必要なパスワードを意味します。
- 1.8 「**本ソフトウェア**」とは、Materialise 又は Materialise の販売代理店が発行した請求書に明記された、機械可読(オブジェクトコード)なコンピュータプログラムを意味します。

その他の用語については、本契約中に別途定義されます。本ソフトウェアをインストールし又は何らかの別の方法にて使用することは、本契約の条件及び条項にお客様が同意したものとします。本契約の条件に同意しない場合は、本ソフトウェアをインストール又は使用する権限を持ちません。

2. 納品

納品は、お客様が Materialise のダウンロードウェブページ上でお客様のコンピュータ若しくはホストサーバにライセンス製品をインストールすることが可能な状態にした上で、Materialise からお客様にその旨が伝えられた時点、又は CD/DVD であれば Materialise からお客様に発送された時点を指します。ライセンス製品を使用することは、それが一部の使用であっても、当該ライセンス製品を受領したと同様の法的拘束力を持つものとします。

3. 商用ライセンス

(第4条に規定されたライセンス以外のライセンスに適用されます)

3.1 Materialise 又は Materialise の販売代理店が発行する請求書に別の目的が明記されていない限り、本ライセンスは商用ライセンスとします。商用ライセンスの場合、Materialise はお客様に対し、本契約にて許可された範囲において、ライセンス製品をインストールし、使用することのできる、ロイヤルティの発生する、非独占的、譲渡不可、再許諾(サブライセンス)不可のライセンスを付与し、お客様はこれを受け入れるものとします。それ以外での使用は許可されておらず、その場合はお客様による本契約の違反となります。

3.2 ライセンスの種類

3.2.1 **ノードロックライセンス** 3.2.2(フローティングライセンス)にて定める場合を除き、本ソフトウェアはお客様が賃借、所有又はその他の方法で管理する1台のコンピュータ(シングルコンピュータ)においてのみインストールし、使用することができます。シングルコンピュータの定義は、

固定の住所において、1つのシートに1つのセントラルコンピュータユニットと1つのキーボードを持つものとします。別途書面に明確

に規定されない限り、固定の住所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。2つ以上のコンピュータでの同時使用や、ローカルネットワーク又はその他のネットワークでの使用は禁じられております。

3.2.2 **フローティングライセンス** 商用ライセンスがフローティングライセンスである場合、お客様は本ソフトウェアを1つのコンピュータにインストールし、以下の全ての条件に従った上で、本ライセンスにアクセスすることが許可されます。

- i 全てのコンピュータ(ホストサーバを含む)がお客様により所有、賃借又はその他の方法で管理されていること。
- ii それらのコンピュータ及びホストサーバは、ローカルエリアネットワーク(LAN)にのみ接続され、物理的に一定の場所にあり、1つの法人に帰属すること。別途書面に明確に規定されない限り、物理的に一定の場所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。
- iii 同時使用は禁止します。

4. デモ用ライセンス、評価用ライセンス、アカデミックライセンス、教育用ライセンス

4.1 デモ用ライセンス

4.1.1 お客様にデモ用ライセンスが許諾された場合、Materialise は、お客様に対し、**デモンストレーション目的**を唯一の目的とし、ライセンス製品をインストールし、使用することのできる、ロイヤルティの発生しない、非独占的、譲渡不可、再許諾(サブライセンス)不可のライセンスを付与し、お客様はこれを受け入れるものとします。「デモンストレーション目的」とは、お客様の潜在的な顧客が求める需要に本ソフトウェアが合致するかどうかを検証するため、お客様が、当該潜在的な顧客に対しデモンストレーションを実施するために使用することを意味します。それ以外での使用は範囲外とし、禁止されます。

4.1.2 デモ用ライセンスはノードロックライセンスです。よって、本ソフトウェアはお客様が所有、賃借又はその他の方法で管理されているシングルコンピュータにおいてのみインストールし使用することができます。シングルコンピュータの定義は、固定の住所において、1つのシートに1つのセントラルコンピュータユニットと1つのキーボードを持つものとします。別途書面に明確に規定されない限り、固定の住所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。2つ以上のコンピュータでの同時使用や、ローカルネットワーク又はその他のネットワークでの使用は禁じられています。

4.1.3 お客様が本契約の条件及び条項を遵守されない場合、例えば(この例に限定されることなく)、本ソフトウェアをデモンストレーション目的以外で使用した場合などは、お客様は、本ソフトウェアの代わりに、その時点で現行の価格表の商用ライセンスと同等のライセンス価格に10%をペナルティ費として上乗せした価格で、商用ライセンスを購入しなければなりません。

4.2 評価用ライセンス

4.2.1 お客様に評価用ライセンスが許諾された場合、Materialise は、お客様に対し、**評価目的**を唯一の目的とし、ライセンス製品をインストールし、使用することのできる、ロイヤルティの発生しない、非独占的、譲渡不可、再許諾(サブライセンス)不可のライセンスを付与し、お客様はこれを受け入れるものとします。「評価目的」とは、本ソフトウェアがお客様の要求に応えるものかどうかをお客様がテストするために使用することを意味します。それ以外での使用は範囲外とし、禁止されます。

4.2.2 評価用ライセンスは、ノードロックライセンスです。

よって、本ソフトウェアはお客様が所有、賃借又はその他の方法で管理する1台のコンピュータ(シングルコンピュータ)においてのみインストールし、使用することができます。シングルコンピュータの定義は、固定の住所において、1つのシートに1つのセントラルコンピュータユニットと1つのキーボードを持つものとします。別途書面にて明確に規定されない限り、固定の住所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。2つ以上のコンピュータでの同時使用や、ローカルネットワーク又はその他のネットワークでの使用は禁じられています。

4.2.3 お客様が本契約の条件及び条項を遵守されない場合、例えば(この例に限定されることなく)、本ソフトウェアを評価目的以外で使用した場合などは、お客様は、本ソフトウェアの代わりに、その時点で現行の価格表の商用ライセンスと同等のライセンス価格に10%をペナルティ費として上乗せした価格で、商用ライセンスを購入しなければなりません。

4.3 アカデミックライセンス

4.3.1 お客様にアカデミックライセンスが許諾された場合、Materialise は、お客様に対し、**アカデミック目的**を唯一の目的とし、ライセンス製品をインストールし、使用することのできる、ロイヤルティの発生する、非独占的、譲渡不可、再許諾(サブライセンス)不可のライセンスを付与し、お客様はこれを受け入れるものとします。「アカデミック目的」とは、学術機関の施設における研究又は両当事者が書面にて合意したその他の学術目的を意味します。それ以外での使用は範囲外とし、禁止されます。

4.3.2 アカデミックライセンスはフローティングライセンスです。よって、お客様は本ソフトウェアを1つのコンピュータにインストールし、以下の全ての条件に従った上で、本ライセンスにアクセスすることが許可されます。

- i 全てのコンピュータ(ホストサーバを含む)がお客様により所有、賃借又はその他の方法で管理されていること。
- ii それらのコンピュータ及びホストサーバは、ローカルエリアネットワーク(LAN)にのみ接続され、物理的に特定の場所にあり、1つの法人に帰属すること。別途書面にて明確に規定されない限り、物理的に特定の場所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。
- iii 同時使用は禁止します。

4.3.3 Materialise はアカデミックライセンス毎に、1つのパスワードを発行します。

4.3.4 お客様が本契約の条件及び条項を遵守されない場合、例えば(この例に限定されることなく)、本ソフトウェアをアカデミック目的以外で使用した場合などは、お客様は、本ソフトウェアの代わりに、その時点で現行の価格表の商用ライセンスと同等のライセンス価格に10%をペナルティ費として上乗せした価格で、商用ライセンスを購入しなければなりません。

4.3.5 Materialise は以下のことをお客様に依頼する権利があるものとし、その際には、以下の規定が適用されるものとします。

- i お客様は、Materialise がトレーニング又はワークショップを実施するために、自らの機関の施設を無料で提供するものとします。
- ii お客様は、生徒が本ソフトウェアを使用したことに言及する論文などを発表する際に、Materialise が支援をする準備がある旨、生徒に知らせるものとします。
- iii お客様は、本ソフトウェアを使用して達成した成果を出版及び/又はプレゼンテーションするものとします。こうした全ての文書及びプレゼンテーションの中で、お客様は、本ソフトウェアの使用権の許諾元として Materialise のことを、本ソフトウェアの適切な商標表示と共に言及することとし、Materialise に当該刊行物を1部提供するものとします。
- iv お客様は Materialise に対し、Materialise がお客様を本ソフトウェアのユーザーであることを制限なく公言できる権利を付与します。

4.4. 教育用ライセンス

4.4.1 お客様に教育用ライセンスが許諾された場合、Materialise は、お客様に対し、**教育目的**を唯一の目的とし、ライセンス製品をインストールし、使用することのできる、ロイヤルティの発生する、非独占的、譲渡不可、再許諾(サブライセンス)不可のライセンスを付与し、お客様はこれを受け入れるものとします。「教育目的」とは、教育施設において、生徒を教育及びトレーニングすること、又は両当事者が書面にて合意したそ

の他の教育目的を意味します。それ以外での本ソフトウェアの使用は範囲外とし、禁止されます。

4.4.2 教育用ライセンスは別途明確に規定されていない限り、ノードロックライセンスとします。よって、本ソフトウェアはお客様が所有、賃借又はその他の方法で管理する1台のコンピュータ(シングルコンピュータ)上でのみインストールし、使用することができます。シングルコンピュータの定義は、固定の住所において、1つのシートに1つのセントラルコンピュータユニットと1つのキーボードを持つものとします。別途書面にて明確に規定されない限り、固定の住所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。2つ以上のコンピュータでの同時使用や、ローカルネットワーク又はその他のネットワークでの使用は禁じられています。

4.4.3 教育用ライセンスがフローティングライセンスである場合、お客様は本ソフトウェアを1つのコンピュータにインストールし、以下の全ての条件に従った上で、本ライセンスにアクセスすることが許可されます。

- i 全てのコンピュータ(ホストサーバを含む)がお客様により所有、賃借又はその他の方法で管理されていること。
- ii それらのコンピュータ及びホストサーバは、ローカルエリアネットワーク(LAN)にのみ接続され、物理的に特定の場所にあり、1つの法人に帰属すること。別途書面にて明確に規定されない限り、物理的に特定の場所とは、請求書に記載されたお客様の住所とします。
- iii 同時使用は禁止します。

4.4.4. 教育用ライセンスがクラスルームライセンスである場合、お客様は以下の全ての条件に従った上で、マスターライセンスと特定数のサブライセンスをインストールすることができるものとします。

- i 4.4.2のノードロックライセンスの規定が適用されます。
- ii 上記のサブライセンスの数は毎年見直されます。
- iii マスターライセンスのメンテナンス契約は有効でなければなりません。
- iv マスターライセンスが満了又は終了した場合、サブライセンスも同じく全て満了又は終了するものとします。

4.4.5. お客様が本契約の条件及び条項を遵守されない場合、例えば(この例に限定されることなく)、本ソフトウェアを教育目的以外で使用した場合などは、お客様は、本ソフトウェアの代わりに、その時点で現行の価格表の商用ライセンスと同等のライセンス価格に10%をペナルティ費として上乗せした価格で、商用ライセンスを購入しなければなりません。

4.4.6. Materialise は以下のことをお客様に依頼する権利があるものとし、その際には、以下の規定が適用されるものとします。

- i お客様は、Materialise がトレーニング又はワークショップを実施するために、自らの機関の施設を無料で提供するものとします。
- ii お客様は、生徒が本ソフトウェアを使用したことに言及する論文などを発表する際に、Materialise が支援をする準備がある旨、生徒に知らせるものとします。
- iii お客様は、本ソフトウェアを使用して達成した成果を出版及び/又はプレゼンテーションするものとします。こうした全ての文書及びプレゼンテーションの中で、お客様は、本ソフトウェアの使用権の許諾元として Materialise のことを、本ソフトウェアの適切な商標表示と共に言及することとし、Materialise に当該刊行物を1部提供するものとします。
- iv お客様は Materialise に対し、Materialise がお客様を本ソフトウェアのユーザーであることを制限なく公言できる権利を付与します。

5. パスワード

5.1 本ソフトウェアへのアクセスには、本ソフトウェアをインストールしたコンピュータに対して発行されたパスワードが必要です。フローティングライセンスの場合、パスワードはホストサーバに関連して発行されます。

5.2 それぞれのパスワードには特定の有効期限があります。当該有効期間が終了した時点でお客様が新しいパスワードの発行を受けるためには、お客様がその旨を申請し、かつ適用される全ての契約を完全に遵守していることが条件となります。新しいパスワードを入手したお客様は、ライセンスの種類による適用条件に従った上で、新たな有効期間中、本ソフトウェアをインストールし使用することができるようになります。

5.3 パスワードの有効期間中に本ソフトウェアをインストールしたシングルコンピュータ又はホストサーバが故障し、又はこれを交換した場合、お客様は、移管に関わる費用を負担し、及び従前のシングルコンピュータ又はホストサーバを使用していないことを Materialise に対して書面で証明後、従前のコンピュータと同じ住所の別のシングルコンピュータ又はホストサーバにて本ソフトウェアを使用するための新たなパスワードを取得することができます。お客様が有効な保守期間中であれば、Materialise は上記の移管に関わる費用を請求しないこととします。

6. Materialise の権利

6.1 Materialise は、本ソフトウェアの唯一の排他的所有者として、本ソフトウェアをいつでも変更することができる権利を保持します。

6.2 Materialise は、本契約の遵守確認を行うため、本ソフトウェアがインストールされた、コンピュータ又はホストサーバを検査する権利を有します。

6.3 Materialise は、許諾を得ていない本ソフトウェアの使用又は不正使用を発見し又は防止するために必要な技術情報(疑わしいファイルを含む)を収集するデータ収集技術の使用権利を保持します。Materialise は、違反の可能性がある警告データのみを収集するようにあらゆる合理的な手段を取ります。お客様は、本ソフトウェアをインストールし、使用することにより、Materialise が前述の目的のために情報を収集し、それを第三者に開示し、保管及び解析することができることを認識し、それに同意するものとします。

6.4 Materialise は本契約への遵守状況を管理しています。本ソフトウェアの不正使用が発見された場合、これにより、当該ソフトウェアが不正確又は不安定な状態で動作することや、データが破損することがあります。

6.5 ライセンス製品内及びライセンス製品に関連する知的財産権を含む全ての権利、権原及び利益は、引き続き Materialise に帰属します。本契約は、ライセンス製品内及びライセンス製品に関連するいかなる権利、権原及び利益をお客様に付与するものではなく、本契約に基づき取り消し可能で、本契約の条件の下で一定制限のある使用権のみを付与するものです。

6.6 お客様は、本ソフトウェアの又はその一部を変更、逆アセンブル、逆コンパイル、又はその他の方法で変換しないことに同意します。お客様は、装置、ソフトウェアなどその他の方法を用い、Materialise が本ソフトウェアに関連し使用しているいかなる技術保護形式をも回避、削除してはならず、又はそのような試みを実施することも禁止されています。

6.7 お客様は、本契約にて付与される権利を、いかなる第三者にも譲渡、再許諾、転送、担保提供、賃貸、貸与又は共有をせず、ライセンス製品、その一部又はこれらの複製物を販売しないことに同意します。

7. 追加条項—アップグレード

7.1 本契約への追加条項又は本契約で規定された条件への変更がなされた場合、ライセンス製品(又は対象がその一部である場合も)に適用されるものとし、お客様はそれらに従うものとします。

7.2 Materialise がライセンス製品に関連し作成した、修正、パッチ、アップデート、アップグレード、ライセンス製品の新しいバージョンなど(これらに限定されず)の追加物をお客様が入手可能な状態にした際には、それらの追加物は(i)本契約の条件とは別に追加条項若しくは本契約で規定された条件への変更がなされた際には、当該契約に組み込まれ、それらの追加、変更事項が適用されるものとしてお客様はそれらに従うものとし、又は(ii)それらの追加物に対する別途の条件がない場合には、ライセンス製品と同様の条件が適用されるものとします。

8. ライセンス料

お客様が支払うライセンス料は、本契約に基づき付与されるライセンス(使用許諾)の対価とします。ライセンス料の支払い確認後、有効なパスワードが伝えられます。

9. プライバシー

9.1 お客様がお客様の情報を Materialise に提供した際には、お客様は、Materialise がお客様の個人情報をお客様自身及び/又はお客様の会社に関連し、お客様からの質問、要望への返答、Materialise グループ企業に関連したニュースレター、ご提案、促販資料等の提示、及び Materialise が提供する製品、サービス、ブランドに関する資料の送付に使用することを了解したものとします。Materialise はお客様の個人情報を Materialise グループ内の会社間で、上記の目的のために共有することがあります。お客様の個人情報は Materialise の代理である第三者により同等レベルの機密保持性を持って取り扱われる可能性があります。お客様の個人情報はEU圏外のEUと同等レベルの個人情報保護が適用されていない国々で取り扱われることもあります。本件に関しお客様が疑問に思うことや、自らの個人情報に対しアクセスし、修正又は削除を希望する際には、お客様は Materialise の本社である、在ベルギーの Materialise NV, Technologielaan 15, 3001 Leuven 又はメールアドレス privacy@materialise.be に連絡することとします。

9.2 Materialise Magics Essentials に関し Materialise は、料金決定を唯一の目的として、本ソフトウェアの使用場所を特定するための情報収集技術を使い情報収集ができる権利を保持します。本ソフトウェアをインストール及び使用することは、お客様は、Materialise が上記目的のために情報の収集、第三者開示、保管、分析を実施する可能性があることに了解したものとします。

10. 契約の期間及び終了

10.1 本契約及び付与された本ライセンスは、以下の条件の最も早い時点から有効になります。(i) Materialise 又は Materialise の販売代理店がライセンス製品を発送した時点 (ii) Materialise 又は Materialise の販売代理店が最初のパスワードを発行した時点 (iii) 本ソフトウェアを最初にインストールした時点 (iv) 本ソフトウェアを最初に使用した時点(それぞれの時点を「有効日」といいます)

10.2 本ソフトウェアは年間、無期限、その他の期間ベース、使用回数制料金を基本として使用許諾されます。別途その旨が明記されていない限り、通常のライセンスは年間ライセンスとします。

10.3 デモ用ライセンス及び評価用ライセンスは別途 Materialise とお客様で明確に合意された場合を除き、30 日間の期間で使用許諾されます。

10.4 お客様が**買取ライセンス**を付与された場合、本ライセンスは解約されない限り有効であるものとします。お客様が**年間ライセンス**を付与された場合、本ソフトウェアを連続した 12 ヶ月間使用が許可されるものとします。年間ライセンスは現行の本ライセンスの満了日の 3 ヶ月前までに他方当事者に書面での解約の意思が示されない限り、さらに 12 ヶ月の期間、自動的に更新されるものとします。それぞれの新しいライセンス期間の開始時に、当該期間のライセンス料に対する請求書が新たにお客様に送付されます。更新されたライセンスは前ライセンス期間の終了日直後から開始されます。お客様が**別の合意された期間のライセンス**を付与された場合、本ライセンスは当該期間の特定の終了日まで有効とします。お客様が**使用回数制のライセンス**を付与された場合、お客様は有効日を開始日とした連続 12 ヶ月の期間内、合意された限られた回数分、本ソフトウェアを使用する権利を有します。

10.5 Materialise Magics Essentials のライセンスは、月間又は年間を基本とします。Materialise はお客様に当初無料のライセンス期間を提供する場合があります。この場合、使用料のライセンス期間は、合意された月間又は年間を基本とし、当該無料のライセンス期間の満了日前までに更新しない旨を他方当事者に伝えない限り、当該無料期間直後から自動的に有効になるものとします。月間及び年間ライセンスは、現行のライセンス期間満了前に更新しない旨を他方当事者に伝えない限り自動的に毎月又は毎年、それぞれ 1 ヶ月又は 12 ヶ月単位で更新されます。お客様が無料のライセンス期間を受けられる機会は一度のみとします。本契約の条件はいかなる無料のライセンス期間においても適用されることをここに明記します。

10.6 お客様は、自己が保有するライセンス製品を Materialise に返還又は破棄することにより、本契約をいつでも解約することができます。本契約第 12 条の「保証」において認められた場合を除いては、支払済の料金について、いかなる返金もなされないものとします。

10.7 Materialise は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合に本契約を解約することができます。本契約が解約された場合、ライセンスは直ちに無効になるものとします。

10.8 デモ用ライセンス及び評価用ライセンスについて、お客様が本契約のいずれかの条件及び条項に違反した場合又は Materialise がお客様の本契約の違反を確信する重大な理由がある場合、Materialise の独自の判断によりいつでも解約できるものとします。

10.9 本ライセンスの解約又は期間満了に伴い、お客様は(i) ライセンス製品の使用を中止し、(ii) 全てのライセンス製品を(Materialise の独自の判断により)返還又は破棄しなければなりません。本ライセンスの解約又は期間満了に伴い、本ソフトウェアは自動的に機能しなくなるものとします。

11. 保守

11.1 保守契約又は顧客サービスに関する契約が有効でない場合、Materialise はお客様に何ら保守又はサポートサービスを提供する義務はないものとします。お客様又は第三者によるサポート実施に関しては、お客様の費用負担となります。

11.2 保守(以下「保守」という)には、サポート(メールによる)、バグフィックス、購入モデルのアップグレードが含まれます。本ソフトウェアの種類により、緊急パスワードの変更サービスが含まれ、緊急パスワードは 1 週間有効で、保守有効期間の年間で 3 回まで要求できます。保守には、5.3 項に従い、お客様のホストサーバ内のコンピュータにある本ソフトウェアを同じ住所の別のコンピュータへと移管させることができ、費用発生はありません。不合理なサポートの要求に対しては、Materialise はお客様に対し、それ以上のサポートを提供する前に、お客様に対し有償のトレーニングを受講して頂くよう要求できるものとします。Materialise Streamics 及び Materialise Robot(適用される場合のみ)に関しての保守は別途カスタマーサービス契約書において規定されます。

11.3 年間ライセンスに関しては、保守が年間ライセンス料の中に含まれます。**買取ライセンス**に関しては、1 年間の保守契約がライセンス料の中に含まれます。当該保守契約は、有効日に有効となり、少なくとも現行の保守契約の満了日の 3ヶ月前までに他方当事者へ書面により終了の旨を伝えない限り、自動的に 1 年を単位として毎年自動更新されるものとします。新しい保守料金を記載した請求書はそれぞれの保守契約の開始時に送付されます。新しい保守契約は前の保守契約の最終日直後から開始されます。新しい保守契約を受けるには、前の保守期間の間と新しい保守期間の空白期間を埋める必要があり、それが新しい保守契約を開始する条件となります。保守の料金は、適用される本ソフトウェアの定価の割合で決定されているため、変更の可能性があります。保守料金の変更は、保守が開始されていない期間に対してのみ適用されるものとします。別途明確に合意した場合を除き、保守料は Materialise の一般販売条件に従い支払われるものとします。

11.4 Materialise Magics Essentials に関しては、保守はライセンス料に含まれます。

11.5 デモ用ライセンス及び評価用ライセンスに対する保守はありません。

12. 保証

12.1 **商用ライセンス**に関しては、Materialise は、有効日から 90 日間(以下「**本保証期間**」)、ライセンス製品を収録したメディアが材料及び品質において瑕疵のないことを、お客様の利益保護のためにのみ保証します。Materialise はさらに、本保証期間中、本ソフトウェアがユーザー向けドキュメンテーションに記載された機能仕様と実質的な差がない程度に動作することを、お客様利益保護のためにのみ保証します。本保証期間中本ソフトウェアのいずれかの部分とその仕様に従って機能しないと

思われる場合、お客様は、当該ライセンス製品を Materialise に返品して代替品を受け取るか、又は支払ったライセンス料金の返金を受けることの内いずれかを選択することができます。お客様は、上記の内容が、Materialise が本契約に定める保証に違反した場合における唯一の独占的補償手段であることに同意するものとします。上記に規定した保証を除き、Materialise Streamics ライセンス及び Materialise Magics Essentials ライセンス以外のライセンス製品は、「現状渡し」で提供され、Materialise は、その内容が明示的なものであるか暗示的なものであるかに関わらず、商品性や特定の目的への適合性に関するあらゆる保証又は取引上、業務実施上、商習慣上におけるあらゆる侵害がないこと及び保証を含め、上記に規定した保証以外のいかなる保証も行いません。

12.2 **教育用ライセンス**及び**アカデミックライセンス**に関して、Materialise は、本保証期間、本ソフトウェアがドキュメンテーションに記載された機能仕様と実質的な差がない程度に動作することを、お客様の利益保護のためにのみ保証します。前述の保証に関する保証期間中の Materialise の唯一の義務は、本ソフトウェアのエラーを修正するために最善の努力を行うことのみとします。上記に規定した保証を除き、ライセンス製品は「現状渡し」で提供され、お客様は、明示的なものであるか暗示的なものであるかに関わらず、商品性や特定の目的への適合性に関する暗示的な保証、又は取引上、業務実施上、商習慣上におけるあらゆる侵害がないこと及び保証を含め、これらに限定せず、全ての保証に対する請求権利を放棄します。

12.3 **デモ用ライセンス**及び**評価用ライセンス**に関して、ライセンス製品は「現状渡し」で提供され、いかなる保証も明示的であるか暗示的であるかに関わらず、商品性や特定の目的への適合性に関する暗示的な保証、又は取引上、業務実施上、商習慣上におけるあらゆる侵害がないこと及び保証を含め、これらに限定されず、いかなる保証もなされないものとします。

13. 責任の制限

13.1 いずれの当事者も、逸失利益、データ損失、使用不能、又はビジネスが中断されたことなどを含むがこれらに限定されず、たとえそれらの損害の可能性が事前に知らされていたかどうか、本契約に規定された制限付きの救済策がその目的を達しない場合に関わらず、本ソフトウェアに関連する Materialise の提案又は推奨事項を尊重しないことなどに起因して起きた損害も含め、一切の間接的損害、結果的損害、付随的損害、特別損害又は懲罰的損害などのあらゆる損害に対して責任を負わないものとします。

13.2 本契約におけるいずれの当事者の責任も、いかなる場合においても、本契約に基づきお客様が Materialise に対し過去 12 ヶ月間で支払った実質の合計額に制限されるものとします。両当事者とも、不可抗力の事態には責任を負わないものとします。不可抗力とは、当事者の支配の及ばない範囲を指し、例え本契約時点でその事態が予見できていたとしても、その間は永続的に又は一時的に本契約の義務を遂行できない状況を意味します。

14. その他

14.1 **契約の可分性** 本契約のいずれかの条項が管轄権のある裁判所により違法、無効又は強制不能と判断された場合、当該条項は(無効又は強制不能とされる範囲に限定して)有効性を失い、本契約に含まれないものとして扱われるものとし、それらの条項は本契約のその他の条項を無効化することなく、いかなる影響も及ぼさないものとします。

14.2 **権利放棄の否定** いずれかの当事者が、本契約に基づく権利を行使しない場合、又は他方当事者による本契約違反に対する法的手続を



取らない場合であっても、その後の権利行使又は将来の違反に対する法的手続きに関して、当該当事者が権利を放棄したものとみなされません。

14.3 譲渡の禁止 お客様は本契約のいかなる権利をも第三者に対し譲渡しないものとします。

14.4 法令順守 お客様は常に、お客様の所在地において適用される全ての該当するアメリカ、EU 及び国内の輸出規制、貿易制裁に関する法律、規定、規則（以下「**輸出規制法**」という）を遵守します。お客様は Materialise に対し、輸出規制法に違反する形でライセンス製品を (i) 使用、共用、他者が使用できる状態に置く、販売、変更、リバースエンジニアリング又は流通をさせておらず (ii) 輸出規制法への変更を注視し、修正された場合などは最新の輸出規制法に引き続き従うことを保証します。

15. 準拠法及び合意管轄

本契約はマテリアライズジャパン株式会社のオフィス所在地の法令に準拠します。本契約から生じる一切の紛争についてはマテリアライズジャパン株式会社のオフィス所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。